

『司法取引プラクティスの春暁～刑事免責やリニエンシーといった類似制度の違いから、企業にとっての有意義な活用方法まで～』

捜査機関の長年の夢であった日本版司法取引制度が導入されてから早5年が経とうとしているものの、その適用例は3件にとどまっており、この制度を活用することを平時から検討している企業はそれほど多くないように思われます。その原因の一端として考えられるのが、我が国における「司法取引」へのイメージにあると考えられます。

まず、司法取引制度発祥の地である米国のクライムサスペンス系のハリウッド映画やドラマの影響もあり、それはどこかドラスティックで非日常的な印象をお持ちになっている方は多いと思われる。もっとも、米国では、司法取引は、日々の刑事事件において適用されているありふれたものであり、この制度がなければ米国の刑事司法実務は成り立ちません。ですので、司法取引を日常的なものとするのかはともかくとしても、我が国でも既に司法取引制度が導入された現在においては、過度にネガティブなイメージを持つべきではありません。

次に、日本版司法取引制度が、自己負罪型（自身の罪を認める代わりに刑罰の減免等を求めるもの）ではなく、捜査公判協力型（他人の犯罪に関する捜査・公判に協力する代わりに自らの刑罰の減免等を求めるもの）を採用していることから、密告や内通を是としない日本の国民感情に反すると言われることがあります。「司法取引により従業員を売って会社が罪を逃れることにはレピュテーションリスクがある。」との言は、そうした国民感情を企業活動の観点から表現したものです。しかし、この「レピュテーションリスク」という言葉は、（司法取引の場面に限りませんが）マジックワード化あるいはブラックボックス化しているくらいがあり、果たして、その内容を正確に把握し、どの程度のリスクとして見積もることができるのかは、実務上極めて不透明と言わざるを得ません。

また、企業が司法取引を検討することは、取締役等の善管注意義務の一環をなす可能性があることにも注意が必要です。単に「レピュテーションリスクがあるから司法取引は行えない。」と議事録に記載するだけでは、司法取引制度の是非を適当に検討したとは言えません。アクティビストが増えている昨今では、今後、株主代表訴訟等によりその責任が問われることは多くなると予想されます。

ところで、類似の制度に独禁法上のリニエンシー（課徴金減免制度）がありますが、こちらはそれほど上記のような観点から批判を受けてはいません。「他人（他社）を売る」という意味では司法取引と同じ要素を含むにもかかわらず、現在この制度が積極的に使用されていることを見ても、我が国で今後司法取引が活発に使用される可能性は十分にあります。勿論、司法取引が常に正しいこととは限りませんが、そう言えるためには、日本版司法取引制度の詳細や類似制度との違い、それを行うことのプロコンや検討プロセスを十分に理解する必要があります。

そこで、本セミナーでは、海外の学術ジャーナルでも日米の司法取引制度に関する論稿を発表されるなど、日米の司法取引に造詣が深く、また、西村あさひ法律事務所の危機管理グループで企業の危機管理・不祥事対応、コンプライアンス体制構築などに関する助言を数多く行っている安部立飛弁護士をお迎えし、最新の実務状況を踏まえて、日本における「司法取引」、「刑事免責」、「リニエンシー」各制度の違いや司法取引を行うことのメリットとデメリット、その活用方法等について解説していただきます。我々KLDよりは、様々な事件の証拠として採用されるPC・携帯電話等のデータをどのように収集するのか、またその際「やっておいたほうが良い事」「やってはいけない事」に関して数多くのデータ収集経験のあるエンジニアが、実際の事例をもとに対策のヒントをご紹介します。

今回のセミナーは、ハイブリッド形式をとらせていただきますので、オンラインまたは、会場のどちらかの形式で受講いただけます。会場受講の場合、オンライン配信終了後、特別講義（セミナー資料の完全版の提供を含みます。）を行いますので、ぜひ会場受講もご検討ください。

参加ご希望の場合、下記7つの必須事項をご記入の上、本メールに返信頂くか、seminar-apac@kldiscovery.comまでお申し込みください。

ご登録の際、皆様が現在抱えていらっしゃる社内調査・不正調査における様々な疑問・質問・懸念事項に関しまして、ご提出いただけますようよろしくお願い致します。講義中にも皆様よりいただいたご質問の解説を盛り込む予定でありますので、ぜひ、参加申し込みの際にこちらも併せてご連絡いただきましたら幸いです。

セミナー概要（仮）

- 日本版司法取引（合意制度）導入の背景と概要
- 日本版司法取引（合意制度）の運用実務
 - i.合意の成立・不成立までの流れ
 - ii.合意成立後の留意事項
 - iii.適用事例と下級審・最高裁の立場
- 司法取引を実施すべきかどうかの検討プロセス
 - i.企業が司法取引を検討すべき場面—両罰規定×自社の役職員による犯罪（+他社による犯罪）—
 - ii.取締役等の善管注意義務と司法取引
 - iii.犯罪を犯した役職員とのチキンレース的側面
 - iv.検討すべき重要犯罪とケーススタディ
 - v.司法取引のプロコン（レピュテーションリスクの細分化）
 - vi.司法取引実施に当たっての平時からのコンプライアンス体制の充実の必要性
- 日本版司法取引（合意制度）と「刑事免責」及び「リニエンシー（課徴金減免制度）」との違い
- フォレンジック視点でみるデータの基礎 データを証拠として採用するために「やっておいたほうが良い事」「やってはいけない事」、案件・事例を踏まえて（KLD）
- 特別講義（会場のみ）：扱いきれなかった皆様よりいただいた質問事項の解説、米国における司法取引以外の「人を得る制度」の活発化傾向の紹介、及び、セミナー資料の完全版の紙面での提供（紙幅の関係上セミナー資料に収めることができない部分（司法取引に関する株主総会での想定問答等）がカットされる予定のため）

講師陣：

西村あさひ法律事務所 <https://www.nishimura.com/ja>

安部 立飛 弁護士 <https://www.nishimura.com/ja/people/haruhi-abe>

ケーエルディスカバリ・オントラック株式会社 吉田克也



開催日 4月21日(金)
開催時間 オンライン 午後1:30～午後3:30
会場 午後1:30～午後4:30(開場:午後1:00)
会場: アルカディア市ヶ谷 私学会館 大雪
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25

申し込み締め切り: 4月19日午後12時まで

参加費用: 無料

* オンラインでの参加先、ログイン情報は、お申し込み後、セミナー開始前日までにご連絡いたします。
* ご参加の方々からご提出いただいた質問事項に関しては、各項目内で解説・回答させていただきます。
* ウェビナーの講義内容は、諸事情によって事前連絡無しに変更になる場合がございます。あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。
* 法律事務所またはアドバイザーファームにご所属の方々のご参加はご遠慮いただいております。

お申し込み方法:

ご参加をご希望の方は、以下必要事項を明記のうえ、seminar-apac@kldiscovery.com までご連絡ください。

必要事項:

1. 受講方法(会場またはオンライン) * オンライン配信終了後、扱いきれなかった皆様よりいただいた質問事項の解説、米国における司法取引以外の「人を得る制度」の活発化傾向の紹介、及び、セミナー資料の完全版の紙面での提供を予定
2. 御社名
3. ご部署名
4. お名前
5. E-mail アドレス
6. 電話番号
7. 現在皆様が現在抱えていらっしゃる日本版司法取引、刑事免責制度と、リニエンスー(課徴金減免制度)に関する懸念事項、対策方法、準備方法、疑問点など、あらゆる日本版司法取引、刑事免責制度と、リニエンスー(課徴金減免制度)における疑問に関して

* オンライン受講の方には、開催前日までにウェブサイトの詳細、ログイン方法を送付させていただきます。

ご不明な点、ご質問等がございましたら KLDDiscovery 東京事務所または佐久間までご連絡ください。
TEL: 03 4578 1470 E-mail: taketo.sakuma@kldiscovery.com

【個人情報に関するお取扱い】

本セミナーご登録者よりお預かりしたお名前・ご連絡先等の個人情報は、西村あさひ法律事務所、KLDDiscovery Ontrack 株式会社の商品・サービスのご案内をするために使用いたします。ご同意の上ご記入願います。ご不明な場合、また個人情報の照会、訂正、削除をご希望される場合は、上記の連絡先まで願います。お客様よりお預かりしました個人情報は KLDDiscovery Ontrack 株式会社のホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に従い適切に管理して参ります。

ご不明な点、ご質問等がございましたら KLDDiscovery 東京事務所までご連絡ください。TEL: 03 4578 1470